

令和5年度 WEBサイトを活用した情報発信業務
公募型プロポーザル提案説明書

1 実施主体

札幌市国際観光誘致事業実行委員会（以下、「委託者」という。）

2 業務名

令和5年度 WEBサイトを活用した情報発信業務

3 業務の背景及び目的

昨年10月の訪日個人旅行の解禁により、訪日機運が高まってきており、JNTOの発表によると、本年3月の訪日外客数（推計値）は2019年同月比で65.8%、1,817,500人まで回復してきており、着実に回復の兆しを見せているといえる。

札幌市においても外国人観光客の回復は重要な課題の一つであるが、今後はこれまで約9割を占めていたアジア圏のみならず、滞在日数が長く消費単価が高いとされる欧米豪からの誘客をより一層推進していく必要がある。

こうした中、今年9月にアドベンチャートラベル・ワールドサミット（ATWS）が開催される札幌は、欧米豪からのメディア・旅行関係者からの注目を集めることが予想されている。ATWSの開催は、札幌の認知が進んでいない欧米豪市場への認知度を高める絶好の機会であるとともに、札幌の観光情報を収集する外国人旅行者・メディア・旅行関係者が増えることが見込まれることから、WEBで適切な情報の整備を行っていくことが重要と考えられる。

そこで今回は、札幌市の海外向け公式WEBサイト「Visit Sapporo」（以下、「本サイト」という）において、外国人旅行者視点でのサイト構築、記事制作を行うことにより、欧米豪を中心とした札幌非認知層の興味関心を喚起する魅力的なWEBサイトとしていくことで、外国人旅行者の誘客促進を図ることを目的とする。

4 業務委託期間

業務委託期間は、契約締結日から令和6年3月22日（金）までの間の所定の日とする。ただし、所定の日はプロモーションの内容に応じ委託者が定める。

5 予算規模

本業務の上限は10,000千円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

6 業務の内容

上記目的の達成に向け、下記(1)～(4)の業務を実施すること。

なお、札幌は下記2つのブランディングコンセプト（※）によりブランドイメージの確立を目指していることから、ブランディングコンセプトに沿った事業の企画・実施を行うこと。

※ Sapporo, North Capital Backed by Nature

（通年の一般の観光促進に向けたブランディングコンセプト）

札幌は日本の北にある大都市でありながら、常に自然と隣り合わせにある街である。札幌は北海道内にある大自然のアドベンチャーの本場に向かうための起点として機能しているだけでなく、札幌の街中、アートシーン、文化、食をとっても、その中に自然との近さを感じることができ、自然と都市が融合した札幌ならではの楽しみを提供する。

Powder in the City, SNOW resort city SAPPORO

（冬季のスキー観光促進に特化したブランディングコンセプト）

札幌は大都市に滞在しながらも、本格的な雪体験ができるという他に類を見ない街である。大都市にパウダースノーが降り積もる「雪の街の魅力」と「国際都市観光の魅力」が融合した都市型スノーリゾートとしての楽しみを提供する。

(1) 対象ウェブサイト

札幌市海外向け公式観光WEBサイト「Visit Sapporo」（7言語展開）

- ・ 英語 <https://visit.sapporo.travel/>
- ・ ドイツ語 <https://visit.sapporo.travel/de/>
- ・ フランス語 <https://visit.sapporo.travel/fr/>
- ・ タイ語 <https://visit.sapporo.travel/th/>
- ・ 繁体字 <https://visit.sapporo.travel/tw/>
- ・ 簡体字 <https://visit.sapporo.travel/cn/>
- ・ 韓国語 <https://visit.sapporo.travel/ko/>

(2) サイト構成・デザイン

本事業の目的達成に向け、既存のコンテンツ（TOPICS 内コンテンツ、DISCOVER SAPPORO 内コンテンツ、VIDEO 内コンテンツ、TRAVEL INFO 内コンテンツ）と今年度新規で制作するコンテンツ（4(3)）を踏まえた、有効かつ効果的なサイト構成・メニュー機能・デザイン等とすること。

ア サイト構成変更後の公開時期：令和5年8月下旬

イ 留意事項：

- ・トップページは本事業の目的を踏まえ、外国人旅行者が旅マエに知りたい情報を効果的かつわかりやすくシンプルにまとめること。
- ・機能はシンプルで使いやすく、どの項目にどんな情報が入っているか、外国人旅行者視点で想定しやすいものとする。
- ・モバイル端末での利用者が半数以上であることを踏まえ、モバイル端末利用者にとってもビジュアル重視でわかりやすく、必要な情報を適切な量の文章・写真で紹介するサイトデザインとすること。
- ・現在サイトで使用している Word Press を引き続き使用すること。

(3) コンテンツ制作

下記ア～ウの新規記事制作を行うこと。

ア 特集記事Ⅰ

欧米豪を中心とした札幌非認知層の興味関心の向上を図るための札幌の旅行目的地としての魅力を伝える記事制作を行うこと。

- ① 必須テーマ：食、歴史・文化、自然・アドベンチャー、スキー
- ② 記事数：各7言語・15本以上
- ③ 掲載時期：令和5年6月～令和6年2月

※上記のうち記事10本については、令和5年8月末までに本サイトへの記事掲載を行うこと。

イ 特集記事Ⅱ

旅行者が旅マエに札幌での過ごし方がイメージできるような記事制作を行うこと。なお、記事内容は、サイトの7言語毎に対応する国・地域の旅行者の嗜好を踏まえたものとする。

- ① 要素：食、ナイトライフ、自然・アドベンチャー、雪体験（スキー含

む)、ファミリーフレンドリー

※各言語の記事のいずれかに、上記の要素を含めること。

- ② 記事数：各7言語・6本以上
- ③ 掲載期間：令和5年8月～令和6年2月

ウ 別事業で作成する記事の掲載

委託者が別途発注する業務等で制作した記事（英語原稿）について、依頼があった場合、7言語に翻訳し、記事掲載を行うこと。（英語記事及び写真は委託者から提供）

- ① 想定記事数：10本程度
- ② 想定単語数（英語）：550単語／記事程度
- ③ 翻訳依頼想定時期：令和6年2月～3月

エ 留意事項（コンテンツ制作全体）

- ・原稿執筆は、ネイティブ視点で違和感がなく、関心をもってもらいやすい記事内容・文章・表現方法等とすること。なお、委託者への原稿の確認にあたっては、英語及び日本語を併記したものを添付すること。
- ・使用する画像は、ネイティブ視点でより来札意欲の喚起を促すものを使用すること。
- ・記事掲載にあたっては、記事内容と掲載時期のシーズンが異なる（時期が遅い）など、適切な時期を逸することが無いよう運用すること。
- ・コンテンツの制作にあたっては、編集方針を制作し、統一したトーン&マナーとなるようにすること。

(4) 記事拡散及びサイト誘引施策

ア 上記特集記事を活用し、欧米豪のメディアによる自発的な記事制作を促すなど、欧米豪のメディアに拡散する効果的な施策を講じること。

イ 本サイトへの誘引を図るため、効果的な施策を講じること。

なお、当実行委員会で運用しているSNS等を活用することは可能とする。

<Facebook アカウント（Visit Sapporo）4言語分>

英語版：<https://www.facebook.com/visitsapporo.en/>

繁体字版：<https://www.facebook.com/visitsapporo.tc/>

タイ語版：<https://www.facebook.com/visitsapporo.th/>

韓国語版：<https://www.facebook.com/visitsapporo.kr/>

<Instagram アカウント (Visit Sapporo) >

英語版：<https://www.instagram.com/visit.sapporo/>

<YouTube アカウント (Visit Sapporo) >

YouTube：https://www.youtube.com/channel/UCbEMwrkXGUtxcx_v1WdhUBQ

(5) SEO 対策

サイトの検索順位向上やサイト内回遊性を向上させるための SEO 対策を提案し、適切な対策を講じること。

(6) 効果測定及び分析・運用改善

本事業の実施期間内において、コンテンツの追加及び各施策の実施前後で比較した各指標の推移（サイト全体の UV/UU、閲覧タイミングの傾向、直帰率・離脱率、平均表示スピード、平均ページ/セッション等）をモニタリングし、市場の嗜好・動向を把握し、情報発信や改善必要箇所については随時対応すること。

(7) その他

本サイト内の記事について、必要に応じ、最新情報への更新を行うこと。

(8) 独自提案

その他事業目的達成に資するアイデア・独自提案があれば提案すること。

(9) 実施結果の報告

実施概要、実施結果及び効果を取りまとめて報告すること。なお、この結果は公表する場合がある。

7 企画提案を求める事項

以下の(1)~(8)について企画提案書を作成するものとする。なお、提案にあたっては、統計情報や各種調査レポート、自社の業務実績など、できる限り客観的なデータを用いた説明に努めるものとする。

(1) 実施方針

本事業の目的や外国人旅行者の嗜好・情報収集に係る傾向、海外ウェブサイトのトレンド等を踏まえ、本サイトの強み及び課題を分析し、本事業実施にあたっての基本的な考え方を示すこと。

(2) サイト設計・デザイン

サイト設計（サイト構成案、サイト機能一覧等）や、サイトデザイン（※デザインイメージがわかるもの）について示すこと。

(3) コンテンツ

ア コンテンツ制作全般

編集方針及び編集体制（企画から制作までの体制）を具体的に示すこと。

イ 特集記事Ⅰ

下記について具体的に示すこと。

- ・ 本特集記事企画のタイトル、特集記事の企画案、企画案の理由
- ・ 記事本数、制作スケジュール、実施体制、各記事想定記事内容
- ・ 記事のコンセプト、訴求点、デザインなどがイメージできるような掲載例

ウ 特集記事Ⅱ

下記について具体的に示すこと。

- ・ 本特集記事企画のタイトル、特集記事の企画案、企画案の理由
- ・ 記事本数、制作スケジュール、実施体制、各記事想定記事内容
- ・ 記事のコンセプト、訴求点、デザインなどがイメージできるような掲載例

(4) S E O対策

コンテンツ面及び技術面での S E O対策について、具体的な内容・手法を示すこと。

(5) 記事拡散及びサイト誘引施策

ア 特集記事を活用して、欧米豪のメディアへの拡散や自発的な記事制作につながるための効果的な内容・手法を示すこと。

イ サイト誘引施策について、具体的な内容・手法を示すこと。

(6) 効果測定

ア 当該事業の有効性を図る事業指標及び成果指標を設定し、それぞれの目標値を示すこと。

イ 当該事業指標及び成果指標の具体的な測定方法、測定時期を示すこと。

ウ 当該業務に基づく波及効果の測定について提案がある場合は、波及効果の内容（指標）、測定方法、測定時期及び目標についても示すこと。

(7) 実施体制及び実施スケジュール

ア 業務体制（人員体制含む。但し、必ずしも指名を明示する必要はない。）並びに業務の総括責任者及び各パートの責任者の役職及び実績を示すこと。

イ 提案者及び業務体制を構成する事業者の会社概要並びにこれまでの類似業務の実施実績を示すこと。

ウ 準備及び効果測定を含めた業務スケジュールを示すこと。

(8) 見積もり

業務の実施に必要な経費の総額及び内訳を明らかにした見積を示すこと。

8 参加資格要件

札幌市の競争入札参加資格者名簿に登録されており、かつ、次に掲げる(1)～(3)の全ての要件を満たすものであること。

ただし、札幌市の競争入札資格者名簿に登録されていないものであっても、次に掲げる(1)～(3)の全ての要件を満たしている場合は、下表に定める必要書面の提出を行うことで、参加の申込を行うことができる。なお、これらの書面は参加申込書と同時に提出するものとする。

(1) 本公募型プロポーザルにおいて、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。

(2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(3) 札幌市の競争入札参加停止等措置要領等の規定に基づき参加停止の措置を受けていないこと。

<札幌市の競争入札資格者名簿に登録されていないものが提出する書面>

提出書面	備考
ア 申出書	(様式3)
イ 登記事項証明書	※登記は現在事項証明または全部事項証明（写し可） ※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの
ウ 財務諸表（直前2期分）	貸借対照表、損益計算書
エ 納税証明書 （市区町村税）	※本店（契約権限を委任する場合は受任先）の所在地の市区町村が発行するもの（写し可） ※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行

	されたもの
オ 納税証明書 (消費税・地方消費税)	※未納がない旨の証明書(その3の3)(写し可) ※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの

9 参加手続きに関する事項

(1) 日程

ア 公募開始	令和5年5月8日(月)
イ 参加申込書の提出期限	令和5年5月19日(金)12時00分必着
ウ 企画提案書の提出期限	令和5年5月26日(金)12時00分必着
エ 実施委員会によるヒアリングの実施	令和5年5月下旬
オ 提案事業者への選定結果の通知	令和5年5月下旬
カ 契約締結	令和5年6月上旬

(2) 提出書類

各種書類は、実行委員会事務局(札幌市観光・MICE推進部)へ郵送又は持参により提出すること。

ア 参加申込書(様式1)	1部
イ 企画提案書及び参考見積書(様式自由、A4縦、両面使用)	
・表紙に提案者の団体名称を記載したもの	3部
・提案者の団体名称が記載されていないもの	15部
ウ 上記イのPDFデータ(CD又はDVD)	1部

(3) 留意事項

- ア 申込書類に虚偽があった場合は失格とする。
- イ 提出された書類については返却しない。
- ウ 審査の公正を期すため、企画提案書には、会社名、住所、ロゴマークなどプロポーザル参加者を特定できる表示を付さないこと。

(4) 質問の受付及び回答

企画提案を行うにあたり質問がある場合は、質問受付期間内に、所定の書面(様式2)に質問の要旨を簡潔に記入し、実行委員会事務局に電子メールで送信するものとする。

ア 質問受付期限

令和5年5月16日（火）12時00分まで

イ 質問に対する回答

質問を受けた場合は質問者に随時回答するとともに、企画提案を募集する上で広く周知すべきと判断されるものについては、質問の内容を札幌市ホームページで公表する。

ウ 送付先電子メールアドレス

kanko@city.sapporo.jp

※メールのタイトルは「(団体名)【業務名】質問書」とする。

10 契約候補者の選定方法

本プロポーザルにおいて、企画提案の内容は、実行委員会の構成団体等からなる「札幌市国際観光プロモーション企画競争実施委員会」（以下「実施委員会」という。）を設置して評価する。評価及び契約候補者の選定は、実施委員会が審査を行って、最も適当と思われる提案者を選定し、もって契約候補者とする。

(1) 参加資格の審査及び結果の通知

「8 参加資格要件」に基づき審査を行い、参加団体に通知する。

(2) 評価の基準

評価項目	評価内容	配点
実施方針（7-1） サイト設計・デザイン（7-2）	実施方針は、分析に基づき適切に策定され、サイト設計・デザインは事業目的及び分析に沿った適切なものとなっているか。	10
コンテンツ-コンテンツ制作全般（7-3） ア関係	編集体制は、コンテンツにネイティブの視点を反映でき、高い外国語の品質の確保が見込まれるものとなっているか。	15
コンテンツ-特集記事Ⅰ（7-3） イ関係	特集記事Ⅰの企画案及び想定記事内容等は、欧米豪の外国人旅行者の嗜好に沿ったものとなっており、札幌への興味関心の向上及び来札意欲の喚起を図るものとなっているか。	25
コンテンツ-特集記事Ⅱ（7-3） ウ関係	特集記事Ⅱの企画案及び想定記事内容等は、具体的に札幌旅行をイメージできるものとなっており、札幌への興味関心の向上及び来札意欲の喚起を図るものとなっているか。	15
SEO 対策（7-4） 関係	SEO 対策の内容・手法は具体的であり、SEO の向上を見込めるものとなっているか。	10
記事拡散及びサイト誘引施策（7-5） 関係	欧米豪メディアへの拡散や、メディアによる自発的な記事制作につながることを期待できるか。 サイト誘引施策の内容・手法は具体的であり、サイトの集	10

	客を見込めるものとなっているか。	
効果・目標の妥当性 (7-6) 関係)	プロモーションの効果を測る指標が適切であり、目標の設定が妥当であるか。	5
体制・計画の適否 (7-7) 関係)	業務を遂行するための適切な業務体制及び人員確保がなされ、確実に遂行し得るスケジュールになっているか。	5
経費の妥当性 (7-8) 関係)	提案内容に対して積算額が妥当であるか。	5

(3) 実施委員会によるヒアリングの実施

企画提案者によるプレゼンテーション及び評価委員からのヒアリングを行い、契約候補者を選定する。ヒアリングの実施にあたっては、次のとおり行うものとする。

ア 企画提案者側の出席者は各団体3名までとする。

イ ヒアリングは、1企画提案あたり、30分（企画提案書に基づくプレゼンテーション15分、質疑応答15分）を想定し、順次個別に行うものとする。

(4) その他

ア 提案者の数によっては、一次審査（書類選考）を行う場合がある。

イ 評価の結果は、提案者全員に文書により通知する。

ウ 総合得点満点の6割を最低基準点と定め、最低基準点に満たない場合は、契約候補者とししない。

エ 提案者が一者となった場合、最低基準点を超えた場合のみ契約候補者として選定する。

オ 実施委員会による採点が同点の場合、委員全員の協議により契約候補者を選定する。

11 契約

契約については、選定された契約候補者と実施主体の間で詳細を交渉のうえ、締結するものとする。ただし、この交渉の中で、企画提案内容の一部を変更することがある。また、契約候補者が「8 参加資格要件」のいずれかに該当しないこととなった場合や契約候補者との交渉が不調に終わった場合は、実施委員会において次点とされた団体と交渉する場合がある。なお、契約は実施主体と締結するものとし、その手続

きは、札幌市契約規則を準用する。

12 参加資格の喪失

本プロポーザルにおいて、企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで(契約候補者にあつては契約を締結するまで)の間に、次のいずれかに該当したときは、提出された企画提案に関する評価は行わず、又は、契約候補者としての選定を取り消すこととなる。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は、満たさないこととなったとき
- (2) 提案書類に重大な不備や虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は、利害関係を有することとなったとき。

13 失格事項

以下のいずれかに該当したものは失格とする。

- (1) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本企画提案書及び各様式にて定めた内容に適合しなかった者。
- (2) 審査の公平性を害する行為をおこなった者。
- (3) その他、本実施要領等に定める手続き、方法等を順守しない者。

14 参加資格等についての申立て

本プロポーザルにおいて参加資格を満たさない又は満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して 10 日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内にその理由等について書面により求めることができる。

15 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して 3 日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申し立てを行うことができる。

16 企画提案の著作権等に関する事項

- (1) 企画提案の著作権は各提案者に帰属する。
- (2) 実施委員会が本件プロポーザルの実施に必要と認めるときは、企画案を実施委員会が利用（必要な改編を含む）することを許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。
- (3) 提案者は、実施委員会に対し、提案者が企画提案を創作したこと、及び、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4) 企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

17 その他留意事項

企画提案に係る一切の経費については提案者の負担とする。

18 各書類の提出先・問合せ先

担 当 札幌市国際観光誘致事業実行委員会事務局

(札幌市経済観光局観光・MICE 推進部観光・MICE 推進課) 中西、宗岡

住 所 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎 15階

電 話 011-211-2376 F A X 011-218-5129 メール kanko@city.sapporo.jp